

## 四街道市市民参加推進評価委員会会議録

日時：平成24年5月24日（木）  
 17時45分～20時45分  
 会場：四街道市役所5階第1会議室

### 【出席者】

委員：石川久委員、中嶋いづみ委員、三木由希子委員、牧野昌子委員、草野幸男委員、金子篤正委員、田汲明委員、以上7名（欠席…富樫直子委員）  
 事務局：岡田経営企画部長、大野経営企画部次長、大野政策推進課長、宇田主幹（市民活動推進室長）、齋藤副主査

### 【会議次第】

- 1) 開 会
- 2) 議 題

#### ① 平成23年度 市民参加手続の実施状況の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	災害時要援護者支援全体計画の策定	危機管理室
2	四街道市公共交通のあり方検討	政策推進課
3	四街道市情報化推進計画(平成24・25年度)の策定	情報推進課
4	(仮称)四街道市暴力団排除条例の制定	総務課
5	(仮称)四街道市安全で安心なまちづくり条例の制定	自治振興課
6	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第5期計画の策定	福祉政策課
7	四街道市障害者基本計画・第3期四街道市障害福祉計画の策定	福祉政策課
8	四街道市こどもルーム条例の一部改正	こども保育課
9	四街道市霊園条例施行規則の一部改正	環境政策課
10	四街道市建築指導要綱の一部改正	建築課
11	四街道市教育振興基本計画の策定	教育総務課
12	四街道市立栗山小学校改築工事基本設計の策定	教育総務課
13	第二次四街道市子ども読書活動推進計画の策定	指導課

#### ② 平成23年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
14	四街道市税条例の一部改正(23年4月27日公告)	課税課
15	四街道市国民健康保険税条例の一部改正(23年7月29日公告)	国保年金課
16	四街道市税条例の一部改正(23年11月15日公告)	課税課
17	四街道市都市計画税条例の一部改正(23年11月16日公告)	課税課
18	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 (24年2月16日公告)	廃棄物対策課
19	四街道市税条例の一部改正(24年3月8日公告)	課税課
20	四街道市介護保険条例の一部改正(24年3月22日公告)	高齢者支援課
21	四街道市税条例の一部改正(24年3月30日公告)	課税課
22	四街道市国民健康保険税条例の一部改正(24年3月30日公告)	国保年金課

#### ③ 平成24年度 市民参加手続の実施予定の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
23	(仮称)四街道市基本構想条例の制定	政策推進課
24	新たな四街道市男女共同参画推進計画(平成26年度～終期末定)の策定	政策推進課
25	四街道市火災予防条例の一部改正(適用除外)	予防課

- 3) その他

#### 4) 閉 会

##### 【会議録】

大野政策推進課長

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から、四街道市市民参加推進評価委員会を開会いたします。

本日は、7名のご出席をいただいております。四街道市市民参加条例施行規則第10条第2項に規定します3分の2以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

議事に入る前に、本年4月に人事異動がございましたので、新任の経営企画部長岡田からご挨拶を申し上げます。

岡田経営企画部長

経営企画部長の岡田でございます。

本日は、ご多用にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本市では、市民参加条例の適正運用に努めているところでございます。本日の案件につきましては、市民参加推進本部にて審議済でございますが、委員の皆さまにおかれましては、第三者の立場からご審議のうえ評価を頂きたいと存じます。

本日の案件は、昨年度の実施状況の案件数が非常に多く、しかも夜間の開催となりますが、慎重審査の程よろしく願いいたします。

課長

続きまして、この4月から経営企画部次長が着任しております。ご紹介いたします。

大野経営企画部次長

次長の大野と申します。よろしく願いいたします。

課長

それから、私と宇田、齋藤は、昨年と変わりません。よろしく願いいたします。

それでは、市民参加条例施行規則第10条第1項の規定により、委員会の議長は委員長にお願いすることになっております。

石川委員長のごあいさつの後、議事進行をお願いいたします。

石川委員長

はい。

今晚は、天候が不順かと思いましたが、突然よい天気になり、誠に変わり映えする世の中になって参りました。市民参加についても、皆さんが注目していらっしゃる。スカイツリーもできましたので、今年度も心機一転高所から尚かつ緻密に議論して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは進めて行きます。

まず、会議の会議録署名人でございますが、三木委員、金子委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、会議録における発言者の名前につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定によりまして、原則として明記することとなっておりますので、本委員会におきましても明記する取扱いとします。

続きまして、傍聴希望の方ですが、事務局いかがですか。

課長

いらっしゃいません。

委員長

わかりました。今日はいらっしゃらないという事です。

それでは、次に議事に入ります。

議事の1について、1件ずつ審議したいと思いますので、最初の案件について事務局から説明をお願いします。

宇田政策推進課市民活動推進室長

はい。

資料No.1の前に、今回、市民参加手続評価のポイントという3ページの資料を添付しました。今まで審議いただいていた委員さんにあっては、説明するまでもないのですけれども、概ねこのような項目で審査を頂ければ、適正であるか否かの評価をするうえで参考になるのではないかと、今回この資料をつけさせていただきましたので、この点はどうか、という節がございましたら、このシートの説明チェック項目のポイントをご参照いただければよろしいかと存じます。

逐一、説明時には、このポイントに沿った説明をさせていただくように努めますので、よろしくをお願いします。

それから、資料の一番後ろに「参考資料1」と書いた全部で20枚位の資料を用意しています。これは、実施状況の評価を審査するうえで、予定時にどのようなシートで審査をしたのか、或いはその時に委員会としてどのようなコメント付したのかという対比の意味で付けさせていただきました。参考資料のNo.と審議いただく資料No.とを対比していますので、当該案件資料No.1については参考資料1をご参照ください。

それでは、資料No.1でございます。災害時要援護者支援全体計画の策定の総括表をご覧ください。

これは、平成22年度において予定を審査頂いた案件です。

資料No.1の中ほどの表、意見交換会手続に関しましては、既に22年度に評価済みです。その上の意見提出手続第1号ですが、実施したのは22年度で、その結果公表の時期が23年度6月7日なので、この一連の手続は23年度に終了したという事になることから、今回の評価となります。

総括表の一番下に、規定の市民参加を実施しなかった場合の理由が附されています。

当該行政手続の実施予定は、改正前条例の第6条第4項の規定により計画・実施された。当時

は同条同項により実施する場合は第8条第3項の規定が適用されず、改正条例附則で規定している経過措置に基づき、第7条第3号又は第4号の方法を実施しなかった。と書いてあります。

これはどういう事かという、当計画策定は、総括表の上ほどに「市民参加手続の対象とする根拠」の欄があり、第6条第4項にチェックが入っています。これは、予め条例で規定した市民参加手続を行わなければいけない行政活動が第6条第1項に掲げてありますが、それ以外の任意で実施する行政活動という事で行ったものです。その場合、当時は、意見提出手続と意見交換会手続はどちらか一方の実施が義務だった訳です。

また、審議会等手続と市民会議手続は、いずれか一方を実施するものとなっていました。第4項の任意手続で行うものに関しては、義務化されていませんでした。当時の条例がそのような規定であり、この条例に沿って予定された行政活動ですので、今回は、審議会等手続と市民会議手続は実施していませんということが、この理由欄に記載されています。

次のページは、意見提出手続の実施状況シートです。周知は、23年2月1日に公告、同日市政だよりで周知しています。3・4・5ページは公告文の写し、6・7・8ページが当該資料、9ページが周知の際の市政だよりです。以上が周知です。

1ページに戻って頂き、実施は23年2月1日から3月4日までの32日間行いました。意見提出者数は3人11件。その結果取扱いですが、意見を反映したものが3件、反映しなかったものが5件、その他が3件です。この結果公告が23年6月7日、同時にホームページで6月7日に公表しております。資料10ページが結果周知公告、11ページが添付書類、12ページが結果公表のホームページです。市民参加推進本部コメントは「適正である」という内容になっております。

以上、よろしく願いいたします。

#### 委員長

はい。説明が終わりました。

私も含め、評価のポイントというチェックシートが配布されております。これらに留意しながら進めて行きたいと思っております。今の説明について先ずは質問等ありましたらお願いします。

#### 中畠委員

質問ではないのですが、パブリックコメント、意見提出手続を実施してその結果をまとめてある11ページの表があります。対応として「個別計画で示します」とか「個別計画の中で対応します」とあるのですが、今回行ったのは全体計画で、個別計画は今後に行うという段取りですか。

#### 室長

はい。そのとおりです。

#### 委員長

ただ今、時間を計っていますと1号案件で約9分かかっています。時間で急ぐつもりは全くないのですけれども、少し、メリハリのある審議をしていきたいと思っております。できれば終了時刻は2時間以内にと考えております。概ねその線でご賛同いただけますか。

もちろん、内容により審議する必要があるれば別ですが。

それでは、資料No.1につきまして皆さんのお考えをまとめていきます。  
何かご意見ある方はいらっしゃいますか。

田汲委員

読んで疑問という訳ではないのですが、福祉避難所というのはどういうものですか。福祉避難所に障害者介助経験者を配するとありますが、どういうものを指していますか。

次長

以前担当していました。実質的に福祉避難所というのは恐らく設けてはおりません。基本的には小中学校に市民の避難所を設けますが、その際、福祉施設等を福祉避難所にという意見があるということだと思います。

田汲委員

では、計画の中にはそのような言葉はないのですね。この人が質問をしたのだからそういう言葉があるのかなと思ひまして聞きました。始めてこの言葉を聞いたので尋ねてみましたが、よろしいです。

三木委員

今回の震災の時に、東北の方で普通の避難所では、一緒に健康な方と生活できない高齢者や障害者が安心した状況で生活できる避難所をとという指摘が出ていましたよね。

田汲委員

じゃあ、この計画に載っているのでしょうか。

室長

11 ページの市民意見に対する市の考え方としては、避難状況により判断して参りますとか個別計画の中で対応しますと表明しておりますので、今後あらわれてくるという解釈です。

委員長

はい。福祉避難所という考えがあるのかないのか、あるとすればどのようなものなのか、計画上の位置づけはどうかという内容ですね。とりあえず、手続きとしての問題についてはいかがでしょうか。

中畷委員

パブリックコメントの公表ですが、結果の区分で、意見を反映したというのが「◎」で、案を修正しなかったのが「△」、その他が「□」となっています。詳しく読んでみると、案まで修正しなかったのではないかというものもあります。

例えば、市の考え方のNo.2の「個別計画の中で対応します」とか「状況により判断して参ります」「個別計画で示します」となっていますので、全体計画そのものは多分修正しなかったのではないかと推測されるものもあり、その反面、3番目のコラムで区分が「□」についても、別に

この計画に全く関係ない意見とか感想が寄せられたというものばかりではなく、「個別計画で対応します」とか「既に策定しています」というものもあるので、この区分の「◎」「△」「□」という分け方が適当ではないのではないかという印象を受けました。

意見の概要とそれに対する考え方の対応としてはあっているのですが、特に問題はないかと思いますが、コラムの分け方をもう少し考えた方が良いと思いました。

室長

これは危機管理室の業務ですが、私も、中畠委員と全く同じ事を危機管理室の担当者に言いました。すると、「◎」が付いている項目については確かに直した、反映したという話で、一番下の「□」については、「すでに反映されているもの」という区分の方が妥当ではないのかと尋ねたところ、「この区分でよい」という事でしたので、このままにさせていただいたという経緯があります。

中畠委員

詳しく読むと、そういうことなのですね。

室長

それを説明できなくて申し訳ございません。

委員長

そうすると、手続きとしては適正であるけれど、公表の経過で意見の概要と市の考え方を述べた説明が少し足りない、ということになるのでしょうか。

三木委員

「◎」部分の市の考え方は、恐らくこれを見ると、ある修正をしたと読み取ることが難しいですね。なので、記載の仕方の工夫はもう少し検討してもいいと思います。

この文面だと、「直しません」というメッセージに読み取れます。もう少し工夫して頂けると趣旨が分かりやすくなると思います。

委員長

そうですね。

中畠委員

直すところについては、「これをこのように直しました」というように載せたほうが、より意見を反映しているという事が分かってよろしいのではないのでしょうか。

委員長

そのほうが、市民にとっては分かりやすいですね。

はい。では、手続きそのものについては妥当だけでも、市の考え方の公表の仕方については工夫をしてくださいと意見を付けるという事でよろしいのでしょうか。

(「はい」という声あり。)

委員長

はい。ではそのように意見付して適正であるとしてします。

では、次の項目をお願いします。

室長

はい。

四街道市公共交通のあり方検討です。実施予定審査時の名称は、仮称四街道市公共交通計画の策定でした。参考資料2を対比してご覧ください。

総括表、1ページの下方です。意見提出手続、審議会等手続、その他の方法としてアンケート調査が、①公共交通に関するアンケート調査、②民間路線バス利用者ヒアリング調査、③市内循環バス「ヨッピー」利用者アンケート調査の3種類の調査がその他の方法で行われています。

それでは、個別を説明します。

2ページ、資料No.2-1です。意見提出手続ですが、周知2月1日、広報が同じく2月1日、ホームページが2月1日に実施です。実施期間は2月1日から3月5日までの34日間。意見の提出が5人10件です。結果の取扱いは、意見を反映したが0、意見を反映しなかったが4、既に計画案に反映されているが6。その結果公表公告が3月22日、同日ホームページで公表です。添付資料はご覧のとおりです。3・4ページが公告、その添付資料が5・6ページ、7ページが周知の市政だより、8・9ページが周知のホームページ、10ページが結果公表の公告、その内容が11ページ以降原案修正の有無も含め記載があります。14・15ページが結果のホームページです。以上がパブリックコメントです。

進めてよろしいでしょうか。

委員長

はいどうぞ。

室長

続いて、16ページが審議会等手続です。

審議会名が、四街道市地域公共交通会議、公募委員は2割3人です。実施について、意見を求めたのが1月27日、形態は議事として附議しました。審議の経過ですが、11月22日、12月19日にいろいろ会議で積み上げて、案をその時にその都度修正しながら計画案を練っていった。そして、最終的な案を1月27日に提示して議事として承認を得たという内容になっています。結果欄の、意見の取扱いに関しては、3月22日に公告、同日ホームページでの公表です。添付書類として、17ページが審議会結果の公告、次ページが審議会に提示した案の抜粋、20ページが結果公表のホームページ。以上が審議会等手続です。

続いて、その他の方法の3種類のアンケートです。その概要は記載のとおりです。これについて、パブリックコメントに付した資料の添付資料で補足資料というものがあり、22ページ以降で補足資料の抜粋を提示してありますが、このような形でアンケート調査或いはヒアリング調査

等の内容を反映したものを公表しました。

以上です。

委員長

はい。説明がありました。

四街道市公共交通のあり方について質問はありますか。

三木委員

基本的な事をお聞きします。四街道市公共交通会議というのは、このためだけに設けられたものですか。

課長

このためだけではありません。一つのあり方を検討して頂くことをきっかけに、これから交通施策を打っていく中で、この会議を通じ色々と議論して頂くというためであり、一過的なものではありません。

三木委員

既に設置されたいこの会議体に意見を聴いたというものですか。

課長

そうです。

三木委員

アンケートの実施状況シートの中に交通問題連絡協議会というものも出てくるのですが、これは地域公共交通会議とは別ですか。

課長

交通問題協議会というのは、私的諮問機関で、要は条例に基づかない協議会であったのですが、市全体が、審議会を条例に基づくものへという方向性があるので、昨年度、交通問題連絡協議会を廃止して、新たに条例を設置し地域公共交通会議を立ち上げました。メンバーとして新たな関係者を加えましたが大きく変わっていません。

三木委員

そうすると、公共交通のあり方検討というのは、連絡協議会から公共交通会議へと引き継がれたということですか。

課長

事実上そういう事です。

委員長



よろしいでしょうか。他にございませんか。

三木委員

公共交通会議に審議会等手続をした結果が、公共交通のあり方ヨッピーの見直し案を決定した場ということですか。

課長

そうです。

審議会で1月27日にかけてのものを、最終的には意見なしという形でいただき、同じものをパブリックコメントとして市民の皆さんにお示ししたというものです。

三木委員

そうすると、審議会としての意見は、この案という事でいいのですか。審議会が果たしている役割が少々…

課長

市が案を示したうえで、全3回の会議でいろいろな意見を頂きながら徐々に修正し、最終的にこの案で如何かと附議したのが1月27日です。

三木委員

審議会だと、例えば諮問があると、諮問案に対して「こうしてください」といった答申があり、それで修正したものが最終的にパブコメとして出てきたりするのですが、そういう取りまとめは無かったのですか。

課長

そうですね。そのように諮問、答申という手続はとっていません。

室長

16ページに実施状況シートがあり、その実施欄の所に開催期日が11月22日、12月19日、1月27日と3回開催しました。その2つ下に意見提出に至る審議過程に関する特記事項の記述があり、「会議の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見が24年1月27日の最終計画案に反映された。」という事で、その下の結果欄に、意見が「なし」とありますが、意見の取り扱いに関する特記事項には、「24年1月27日に附議した最終計画案が承認された。」とありますので、委員の意見を反映しながら作り上げた最終案が最終日に「意見なし」として承認されたという過程をこれで読み取っていただければと思います。

委員長

交通会議の役割、任務というものについて確認をしたいのですが、どう位置づけられていますか。

課長

地域の公共交通を持続的に検討していただくものです。

委員長

条例設置ですか。

課長

はい。条例設置です。

委員長

条例設置ですと、条例中に規定されていますよね。どのように書いてありますか。つまり、市が諮問し答申をもらうと書いてあるのかです。

課長

それは書いてありません。

委員長

では、その会議でまとめて市長に提言するという形ですか。

課長

提言するという言い方も特にはしていません。

三木委員

どういう端緒で何を議論するかというのは、条例に書いてあるのではないかと思うのですが。

委員長

審議をしなければ別に条例設置でなくてもいいのです。

課長

手続的に諮問、答申という言葉は入れてないのですが、実際としてはその機能は持っています。法律である程度決められている交通会議というのがあり、設ける事ができるとされています。それを受けて自治体でつくられているものです。一番重要な役割というものが、バス事業者、タクシー事業者、JRなど交通事業者が、新たな交通事業を行う時に認可申請が必要なのですが、この交通会議で議論を重ねる事によって地域の合意が図れたというものについては、認可申請の手続き期間が短くなるということがあり、そのためにも交通会議を設け議論するというものが大きな役割です。

三木委員

では、これは、その役割の中では、重要な議論だったのですか。

課長

そうです。これから具体的に新規路線を走らせてますという時に、交通会議にかけ合意が図れれば、手続き的にメリットがあります。そういう点では重要な会議と認識しています。

委員長

いろんな会議のありがたがあっても別におかしくないのかもしれませんが、諮問答申であれば、諮問案に対して例えば第何項目の何何はこう変えるべきとかが答申書で出されるわけです。それを特に行わずに意見を求めるというのであれば、担当課が作ったものであっても最後に提出したものがその会議体の意見であるというのが普通の整理の仕方ですね。そういう意味では、その会議体の意見が出たということによろしいのでしょうかね。

課長

はい、そのようにお考えいただきたいと思います。

委員長

いずれにせよ、事実はそういう事ですね。

はい、それでは、手続きについてご意見のある方はお願いしたいと思います。

ひと通り手続は踏んでいるという事で、一応「適正である」ということではいいと思いますけど。付け加える意見、指摘する事項等がありますか。

中罵委員

指摘ではないのですが、予定審査の際「関心の高い分野なのでより慎重かつ広範な市民参加が必要と考える」とお願いしていました。やり方の種類としては変わらないのですが、アンケートとかヒアリングをかなり丹念に行い意見聴取したという印象を持ちました。

委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、結論としては「適正である」ということによろしいでしょうか。

はい。それでは結論として「適正である」としたいと思います。

会議終了までにお気づきの点があれば、意見を出していただきたいと思います。

(ここで、「四街道市地域公共交通会議条例」が資料として配布される)

委員長

条例が配布されました。協議するとありますね。この案件は、協議が整った事項という事ですね。

課長

この会議は、いくつかの機能が合わさってこの形で現わしたもので、単に諮問事項の答申を行って頂く審議会とは意味合いが…。他の意味合いも持っておりますので、条例制定の時も非常に

頭を悩ませました。

#### 委員長

はい、わかりました。では、条例上の性格としては、協議が整った事項ということで了解しました。

それでは3番目お願いします。

#### 室長

四街道市情報化推進計画の策定です。これについては、1ページ総括表の下の部分、意見提出手続と第2号の意見交換会手続が実施されています。なお、市民会議手続は、応募者1名につき中止となりました。

これを受け、一番下、規定の市民参加手続を実施しなかった場合の理由です。規定の市民参加手続というのは、第3号又は第4号のいずれか一方を行政上特段の支障がない限り実施するものとなっておりますが、結果的に両方実施しませんでした。その理由として、『市民会議手続の実施に向け市政だより、市ホームページで市民会議メンバーを公募したが、募集締め切り日までの間、応募者が1名のため実施する事ができなかったという事由により、実施しなかった。』という理由を付けて、特段の事情がある位置づけとしています。

続いて各手続の内容です。

2ページ、意見提出手続です。周知の公告が12月21日。後ほど説明しますが、広報が1月1日号、ホームページも1月1日公表です。実施は、1月1日から1月31日までの31日間です。1月1日からの実施という事であらかじめ12月21日に周知の公告をしました。1名8件の意見があり、内容の取扱いに関しては、すでに計画に反映されているものが8件です。その結果公告は2月2日、ホームページも同日公表です。添付資料は、3・4ページが周知の公告、5・6ページがその添付資料抜粋、7ページが周知の広報、8・9ページが周知のホームページ、10ページが結果の公告、11・12ページが意見の概要と市の考え方、13・14ページが結果公表のホームページです。以上が意見提出手続です。

次に、意見交換会手続、15ページです。意見交換会手続は、周知が11月15日、公告と市政だより、ホームページで行いました。開催日から起算して25日前に周知しています。条例上では21日以上前です。意見交換会は12月10日に開催しました。開催日時の特徴として土曜日を設定、参加者数が5人。結果として、意見は10件あり、意見の全部または一部を計画に反映したが5件、すでに原案に反映されているが5件、結果公告は12月21日、同日ホームページでの公表です。添付資料として16・17が周知の公告、18が周知の市政だより、19が周知のホームページ、20が結果公告、21・22・23が意見交換会時の配布資料抜粋、24から26までが市民意見とそれに対する市の考え方、27がホームページの結果公表です。以上が意見交換会手続です。

次に、28ページ、市民会議手続です。市民会議の募集は、10月14日から10月31日まで行い、市政だよりとホームページで募集を行いました。市民会議に求めた成果物として、計画素案に対して意見交換を行い情報化の具体的取り組みについて取りまとめるというものです。実施段階で、応募者が1名のみのため、中止をしました。市民参加推進本部のコメントは「開催中止はやむを得ない」です。29ページが周知のホームページ、30ページが周知の市政だより、

31 ページが開催中止告知のホームページです。以上です。

委員長

はい、説明が終わりました。

この件について、ご質問等々あればお願いします。

金子委員

経緯がわからないので間違った質問になるかもしれませんが、市民意見交換会と市民会議は、時系列的に逆ですかね、情報化推進計画市民検討委員会が終わってから意見交換会を行う予定だったのですでしたっけ。

室長

順番としては、市民会議、意見交換会、意見提出手続です。

金子委員

丁寧な手続としてはわかるのですが、市民会議と意見交換会というのは、今さら聞くのもどうかと思いますが、どのように違うのでしょうか。

室長

まず、審議会等手続または市民会議手続のいずれか一方を行政上特段の支障がない限り実施するものとする条例上規定しています。この意義は、一つの案件に対して何回か議論の機会を重ねる事によって市民の意見を反映させながら行政へ提言して行くというものです。討議型の市民参加手続と位置付けています。これに対して、意見交換会手続或いは意見提出手続については、一堂の機会をもって幅広い市民の方々からいろんな意見を聴く機会を設けるとい、広聴型の市民参加と位置付けています。会議型の市民参加なのか広聴型の市民参加なのかという違いがあります。

金子委員

そうですか。審議会は無かったのですね。誤解していました。審議会の代わりに市民会議を計画したのでしたね。市民会議は応募が1名だったので、残念ながらできなかったから意見交換会を開いたのですか。

室長

いいえ、もともと意見交換会手続は予定していましたが、そもそも、会議型の手続のどちらか一方を行うという予定を立てていましたが、それができなかったという事です。

金子委員

はい。わかりました。

委員長

よろしいですか。他にご意見、質問等ありましたらお願いします。

市民会議のメンバー募集の件ですが、期間は2週間くらいですね。途中で、応募者が少ないという事は当然把握できたと思います。もう少し積極的に広報活動を行うとか或いは何かの方法で応募者を積極的に募集するという努力はどのくらい行われたのでしょうか。

室長

はい。特に少ないから締め切り間際にどのような事を行ったという話しは聞いていません。

委員長

だとすると、そういうスタンスで市は考えているという事でよろしいでしょうか。

室長

はい。

委員長

はい、わかりました。

他に質問等ありましたらお願いします。

三木委員

市民会議で、例えば市の情報化推進計画というのと、取っ付きにくく、具体的にイメージがしづらいつ感じます。ただ、出された意見を読むと、皆さんソーシャルメディアにどうやら関心があるようです。なので、全体的に意見を聴くのもいいのですが、こんな事について特に意見を聴きたいという部分があっても良く、広報の際の工夫として、より市民の参加が必要な部分について周知の段階で少し濃淡を付けるというような工夫は考えられないのですか。

室長

担当者に聞いたのですが、市民で地域SNSを発信したりしている方がいるのですが、それにいろんな方々がアクセスしていて、そういう方の参画を望んでいたと、そういうことで、個別にその方を通じて周知というような事は行ってはいたのですけれど、特に、表だって行ったという事ではなく、口伝に行っていたということです。

ただ、ツイッターとかフェイスブックとかの媒体の活用はできるのですが、どうしても市のサーバーを通すと、そこにアクセス制限がかかっている、そういう媒体がことごとく使えないという合理的ではないような仕組みの中で情報化を進めているという何かおかしい話でもあります。そういった制約の中で、キーパーソンを通じての口伝でしか行う術がなかったという説明は聞いています。

草野委員

情報化というのは、市の中で結構重要な政策だと思うのです。少なくともYOメールの話とかいろいろ出ていますし、市や教育委員会のホームページとか、情報の開示をどうするか、市が持っている情報をどうやって開示するかとか、そのように非常に重要な内容だと私は思います。

計画の中身を全部見ていませんから分かりませんが。そういう意味では、単に市民だけの意見を聴くのではなく、情報化の審議会というものを特別に作って専門家の意見を聴く機会を作るべきだと感じています。これは先生方どう思われますか。

委員長

専門家の意見は重要だと思うのですが、市民の皆さんに「こういう計画案があります」「この計画案を見てそれに何か言いたい人は出て来い」というアナウンスになっている訳ですね。果たしてそういうアナウンスで、委員会に行って意見を述べようかという気分になるのかという事なのです。むしろ、専門家は勿論専門家で参加すればいい訳ですが、市民目線から見て、「ここに書いてある事はどういう事なのだろう」とか「これは私たちの暮らしにどうかかわるのだろう」などということだと思えるのです、市民参加を求めるといえるのは。

そういう意味では、専門家意見はある程度求めるとしても、市民目線でどうかというものを求めている訳ですから、答えとしては、専門家の言う事は非常に重要ですが、そればかりではなく、例えば「私は情報によってこういう被害を受けた」とか或いは「こんな情報がこういう形で伝わったらいのに」というような市民の考えは違うレベルであると思うのです。そういう点では、専門家がなかなか気付かないところを市民側から引き出すというのが大切だと思います。

草野委員

事務局は、さっきの交通会議は法律で決まっているような言い方をされましたが、情報化については、私は、審議会があってもいいのではないかと考えているのです。単純に市民レベルでものを考えるというレベルとは違うレベルで、やはり情報化についてはあるのだろう。これから情報化がどんどんいろんな面で発展してゆくわけですから。なんとなくそんな感じがしています。

中寫委員

この情報化推進計画の内容をフォローして来なかったのですが、資料に書かれている5ページの目次を見ますと、結構、専門的な内容であり、かつ市民参加手続きとは関わりが書いていなかったかも知れないのですが、最後の方に四街道市情報化推進委員会というのがあって、こちらの委員会でも審議というのは行われたのですか。

委員長

今、中寫さんから話があった6ページ、7章第2節の四街道市情報化推進委員会、これはどういう性格のものだったのでしょうか。

課長

これは、庁内委員会です。

委員長

庁内委員会ですか。

金子委員

私は、これは手続的には市民会議ができなかったのはやむを得ないと思うのですが、先程の市政だよりを読んでみますと、非常に形式的に書いてあるのですね。たとえば、こういう案が既にできている筈ですよ。広報を読んでも「こういう案がありますから」という案がどこで見ることができるのかというのがわかりにくいですよ。応募する方はその時に案を見ることができたのでしょうか。案があれば案を見ながら理解があったかもしれません。広報は非常に淡々と書いてあるので、市の計画素案というものはどんなものかというのはこの段階ではわからないものなのではないでしょうか。

室長

パブリックコメントの事を仰ってますか。

金子委員

そうではなくて、市民会議です。市民会議メンバーを募集したけど1名しか応募がなくて残念だった。市政だよりやホームページを使って案内を出したのですが、こういう書き方しかないとは思いますが、案そのものがね、事前に見られたのでしょうかということです。見ることができたのであれば、「私も意見を言いたい」という人が出てくるのかもしれないから。この段階では、応募者は案を見ることができたのですか。

室長

30ページの事ですね。

金子委員

普通、審議会では、案が会議に諮られることにより見る事ができるのですが、これは市民会議だから、市民会議に諮る案があるのですよね。

草野委員

いや、そうではないですよ。

金子委員

市が作った素案があるのですよね。

室長

30ページ市政だよりの一番上に、会議概要という項目があり、「市の計画素案に対して公募市民による意見交換を行い、情報化の…」

金子委員

そうですね。では、応募する段階では素案を見る事はできなかったのですね。

室長



そうです。応募して市民会議に参加した時に素案をご提示しますという事です。

委員長

この会議は、手続きを審議する会議ですので、歯痒いところがあるのですが、例えば8ページを見ると、ホームページにはリンクを貼っていて情報化推進計画原案や原案概要がわかるようになっているわけですね。

例えば、書き方の問題として、原案をリンクで貼っておくですとか、どこで見ることができますというアナウンスがないと「何かできたんだってね」という感じになってしまうので、応募しようという動機にはならない気もしますね。ただ、これは意見のところでは申し上げる事はできます。

金子委員

同じページの下の広報記事の都市核北も公募委員が集まらずに再募集していますよね。集まらないというのは、手を挙げない市民というにも問題があるとは思いますが、素案が良かった方が良かったのではないかと思います。メンバーを募集するテクニックという意味でも工夫が必要で、手続きが取られていないという事ではないですが。最近欠員とか再募集が多いようですので、今後も関係してくるのかなと思います。

委員長

結果として、会議形式の参加手続きがとれなかったわけですね。だから、その点で条例が求めている広聴的なものと会議的なものと両方をやっていくんだという考え方に立てば、或いは性格上審議会の方が良かったのかもしれないと言えるでしょうね。ただ、それは別の問題なのだと思います。

では、手続きに関してですが、如何でしょうか。

金子委員

はい、手続きは結構です。

委員長

ただ、一言で適正であると言うにはちょっと引かかるのですが、

中寫委員

市民会議は、成り立たなかったのは記憶の限りでは初めてだと思います。残念ですがしょうがないと思います。

委員長

確かに、満たなければやりませんよと書いてありましたので、手続的には問題ないです。

三木委員

ただ、一層の工夫をしていただく必要はあります。特に周知の方法とか、なるべく広報の段階で何に対して意見を聴きたいのか、内容が少しはわかるような広報の方法を。

委員長

そうですね。市民に何を聞きたいのかね。

例えば、情報の取扱いによって被害を受けた方がいるかとかね、或いは、こういう点はこんな風に知らせて欲しいとか、こんなことでも情報は届けて欲しいとか、そのような事を少し加えて、そしてそのようなものを加えて計画案ができました、については、意見がある方は来てくださいというアナウンスの仕方の方がいいと思います。

金子委員

ということを私も申し上げたかったのです。

委員長

では、その趣旨を加えて、適正であるけれども、アナウンスの時点、募集の時点で適正な内容も含めてやるというようなことを付け加えるという事にしたいと思います。

田汲委員

情報化推進会議の策定の段階の実施予定シートですが、こんな意見を出していたのですね。

委員長

同じですね。「市民参加の実質化を図る工夫を検討されたい」とありますね。では、実質化を図る工夫を検討されたいという事も引き続き指摘しなくてはいけないという事になりそうです。

それではよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

はい、ありがとうございます。

それでは次、4番お願いします。

室長

その前に済みません。今の実質化を図るというコメントに関しては、市民会議手続に関するコメントという事でよろしいでしょうか。今までの例ですと、各々の手続に対して様々なコメントを頂戴していたのですが。

委員長

具体的に書けば、審議会等手続と市民会議手続のいずれか一方を行う事となっているが、結果的に両方できなかったことについては、条例の趣旨を活かしてきちんとどちらかが実施できるような工夫をすべきである、というような内容だと思います。

ではお願いします。

室長

4番です。

仮称、暴力団排除条例の策定です。1ページ総括表の下半分、意見提出手続とその他の方法で行っています。なお、一番下に規定の市民参加手続を実施しなかった場合の理由としては、前回の予定審査の時の言葉を反映しました。「本条例は、予め県が示した制定例をもとに理念を中心とした構成に留めることとするため、審議会等又は市民会議手続の実施意義に沿うものではないという性質上の理由により、条例第8条第3項の規定による第7条第3号又は第4号の方法を実施しなかった。」と位置付けています。

それでは、二つの手続についての実施シートです。

まず、2ページ目が意見提出手続の実施シートです。周知の公告が11月14日、市政だよりが11月15日号、ホームページも11月15日に公表しています。意見提出手続の実施期間は15日から12月15日までの31日間。意見提出ゼロ。その結果公表は、公告は1月19日、同日ホームページでの公表です。添付書類は、3・4・5ページが周知の公告、6・7・8が周知の添付書類抜粋です。9ページは周知の市政だより、10が周知のホームページ。結果公表の公告文が11ページ、意見がなかったという旨です。12・13ページが結果公表ホームページです。

続いて14ページ、その他の方法として、中学校地区連絡協議会における意見交換会。意見交換会という名称ですが、広く市民一般向けという事ではなく、区・自治会長に対するものですのでその他の方法としています。この周知は、9月13日に会議開催通知及び条例骨子を郵送する事によって行いました。実施は、5回開催していますが、それぞれ担当地区がありますので、当該地区の方々には1回のみ参加です。それぞれ、実施期日と参加人数を記載してあります。結果の取扱いは、意見件数が2件、すでに条例案に反映されているものが2件です。結果公表に関しては、ホームページでの公表です。この手続は、その他の任意の方法なので、公告等の義務はなく、ホームページのみです。添付書類は、ホームページにおける周知の内容です。その2件の取り扱いについても、画面の中で説明しています。

以上です。

委員長

はい。それでは、仮称四街道市暴力団排除条例の制定について質問をお願いします。

草野委員

16ページの地区連絡協議会に諮ったというのは、凄くいいことだと思います。

委員長

これは、前回の予定審査の際も、本来ならばやるべきだけれども、理念を定めて市民にアピールしなければならないという事情があるのであれば、今後、実質化に向けて努力してもらいたいという趣旨の委員会コメントの記載があります。

そういう意味では、今回は、こういう理由でやらなかったと書いてありますので、そういうところもあるとは思いますが、如何でしょうか。

金子委員

了解しました。

委員長

よろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

それでは、適正であるという事でコメントします。

次も同じですね。お願いします。

室長

はい。安全で安心なまちづくり条例の制定です。

手続は同様、理由も同様です。

1枚めくり、意見提出の周知が11月14日、その他市政だよりとホームページが15日、実施した結果の意見が0、その旨の公告が1月19日、同日ホームページで公表しています。3・4・5が周知公告、6・7・8が条例骨子抜粋です。9・10・11が周知の市政だよりとホームページです。12が結果公表公告、13・14が結果公表ホームページです。

15が地区連絡協議会の開催で、全く同じ内容ですが意見は3件、今後の検討課題としたものが1件、条例に反映しなかったものが2件、その旨の周知が16ページでホームページによる周知です。

以上、よろしくをお願いします。

委員長

では、安全で安心なまちづくり条例の制定です。何かありましたらお願いします。

田汲委員

前回と同じでいいと思います。

1件だけ聞きたいのですが、土地所有者等の責務の中で、四街道市は空き家対策は、例えば放置された物件を措置するとかそういう条例はあるのですか。

課長

おそらく無かったと思います。

田汲委員

これからは必要ですね。ま、参考までですけど。

委員長

では、本件につきましては、先ほどの趣旨と同様ですから「適正である」ということでよろし

いでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

はい。では次お願いします。

室長

資料6、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第5期計画の策定です。

1ページ総括表の下、意見提出手続と審議会等手続、そして、その他の方法として、1が要介護要支援者の調査、2番目に65歳以上の市民の調査、3番目に日常生活圏域のニーズ調査を行っています。

2ページ、意見提出手続です。意見提出手続は、1月6日に公告、市政だよりは1月1日号、ホームページが1月6日です。実施期間は1月6日から2月5日までの31日間、意見提出者数は4人20件、結果として、意見を反映したものが1件、計画に反映されているものが5件、意見を反映しないものが14件、結果公告が3月14日、ホームページも同日です。添付書類は、3・4ページが周知公告、その添付書類として計画案の抜粋が5・6ページ、表紙と目次です。周知の市政だよりが7ページ、周知のホームページが8ページです。結果公表公告が9ページ、その内容として意見の概要と市の考え方が10・11・12・13、14・15ページがホームページ、以上が意見提出手続です。

続いて、16ページが審議会等手続です。審議会名称が保健福祉審議会、同高齢者部会です。委員数が14人で公募委員は3名、2割を超えています。意見を求めた日が5月25日に諮問という形で求めています。その後、実施欄で、開催期日をご覧のとおりです。アスタリスクマークがついているのが高齢者部会です。カッコ内は公募委員の出席者数、亀甲カッコが傍聴者数です。最終的に意見が提出されたのが、3月6日に答申として提出されました。意見提出に至る審議過程に関する特記事項は、「審議会、部会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見が24年3月6日の最終計画案に反映された。」ということで、結果的に意見の有無は「無」です。意見の取扱いに関する特記事項として「審議会からの答申内容は、『四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定については、別添の四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)のとおりとされたい』というものであった。」というものです。この旨の公告が3月14日に、同じくホームページで同日公表しました。添付書類は17が実施結果公告、18・19が計画案の抜粋、20が審議会からの答申書です。答申書の記書きで「案のとおりとされたい」と表記されています。21が結果公表のホームページです。

22ページがその他の方法ということで、3種類の調査を行ったものです。1番目が要支援要介護認定者の個別調査、②が65歳以上の調査、③が日常生活圏域ニーズ調査です。方法は①が千人に調査票発送し郵送回収、②が無作為抽出で500人に郵送配布郵送回収、③が2000人にやはり郵送で実施しました。それぞれの回答状況は記載のとおりです。結果意見の取扱いについては、報告書を作成し、庁内関係機関で情報共有するとともに、第2回保健福祉審議会高齢者部会(平成23年11月4日開催)に示し、計画策定のための資料としたことと、当該計画書内に調査結果を掲載しました。結果公表方法は、ホームページで10月24日に行い、併せて情報公

開室に報告書を供覧に附しております。23ページがホームページでのアンケート調査報告書のリンクを貼っております。その抜粋が24から26ページまでです。

委員長

はい。資料6、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第5期計画の策定について、説明が終わりました。質疑に入ります。

確認ですが、参考資料の6のコメントでは「適正であるが審議会等手続の結果報告の際に審議会における意見の有無等の取扱い方に留意されたい」とありますが、これは今回に反映されていると考えてよろしいのですか。

室長

はい。参考資料の6に、今委員長の仰ったコメントがありますが、実施予定シートを検討するときに、その前の年度の諸計画で審議会等手続を行った場合に、審議会を何回も行っているにも拘わらず、一番最後に出した案に対して意見がないということだと、「意見無し」とのみの説明が実施状況シートでされていました。ただ、本当は、何回も審議会を重ねている間で意見のやり取りがあつてそれが最終案に反映されているのだから、その部分は審議会の意見が反映されているんだという事がどこにも明記されていなかったのが、今回の実施状況シートには、数回にわたる審議会での意見が最終案に反映された旨、審議過程がわかるようにシートが作られています。

委員長

では、本件についての手続ですが、適正であるという事でよろしいですか。

三木委員

一つだけ質問というか、パブリックコメントで今気がついたので、実施状況シートの意見の取扱いのところで、「意見を反映した」「計画案に反映されている」「意見を反映しなかった」「その他」と4つの分類で整理してあります。しかし、結果の公表を見ると、修正の有無だけが掲載されていて、既に案に入っていた内容ですとか、その辺の区別が分かりづらい形で整理されているのです。これは何かまとめ方を決めていましたっけ。

室長

はい。特に決めていないので、担当課、実施課がこのように公表したものを見て、この区分に該当するという数字を後で入れてもらったものです。市民参加手続を行う際は担当課任せになっていますが、シート作成の段階では、当課と原課が確認しながらまとめております。なので、マッチング状況が一目では判りづらいという状況です。

三木委員

状況シートの方が後なのですね。

室長

そうです。

三木委員

折角分けるのだったら、「なし」が沢山あると、皆さんの意見を聞いていない度合いが大きいと感じてしまいます。受け取る側が受ける印象が悪くなるという問題もありますよね。

草野委員

そこはやはり統一した方がいいのではないのでしょうか。◎とか△とか。

田汲委員

今回は「あり」が1件で、他は全部「なし」ですね。

三木委員

ただ、内訳を読むと、5件はすでに「計画案の中に反映されているもの」という分類になっています。

田汲委員

この書き方がどうかという事ですが、これは難しいですね、「計画案の中に反映されているもの」が、考え方の資料ではどれが該当するのかは。

三木委員

できれば、こういう分類をするときは、元である程度識別できた方が分かりやすいですね。

室長

これを担当しているのは福祉政策課で、今まで様々な保健福祉の計画を策定してきている部署です。今までは、◎、○、□、△などの区分けをしてくれていたのですが、何故か昨年度に関してはこのような事になっていて、担当課から相談等がなければ、逐一当方から説明をすることがないので、担当課が公表した後にこのような区分になっている事を知った次第です。今までであれば、実施シートと対比できるような公表の仕方をしてきていたのですが、今年は「あれっ」という感じでした。このため、シートとの対比を担当課と一緒にチェックしなおしたという経緯がありました。

何でこのような分類、書き方にしたのは問うてはいないのですが、あくまでも実施段階では担当課の主体性に委ねていますので、ご指摘いただいた意見を担当課に返すことによってフィードバックさせていただきたいと思います。

田汲委員

統一した方がいいですね。情報化推進計画でも、原案の修正有無と書いてありますね。統一した方が分かりやすいのではないのでしょうか。

三木委員

実施状況シートでは、こういう分類で整理してもらいますというところをもう少し周知してい

ただいて、それと簡単に照らし合わせられるように促していただいた方がいいと思います。

この実施シートは担当課では理解しているのでしょうか。

室長

変わっていないので理解している筈ですが。

委員長

見る側にしてみますと、A課はこうでB課はこうだというのはどうかと思います。よく庁内で統一して頂くという事が必要だと思います。

では、手続きについては適正であるけれども、公表の報告の仕方、表記の仕方についてはできるだけ統一した形で公表すべきであるということにさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

それでは、7番お願いします。

室長

障害者基本計画、第3期障害者福祉計画の策定です。

1ページ、総括表の下、意見提出手続と審議会等手続とその他としてアンケート調査、これに関しては、対象として要介護認定者を除く身体障害者、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳の所持者に対するアンケート調査を行いました。要介護認定者については高齢者計画で対応しますのでそれ以外の方が対象という事です。

では、個別シートの説明です。

2ページ意見提出手続です。公告日が1月6日、市政だよりが1月1日号、ホームページが1月6日です。意見提出の実施期日が1月6日から2月5日までの31日間、意見提出者数は6人、14件。意見の取扱いですが、「意見を反映した」が0、「すでに計画に反映されている」が9、「意見を反映しなかった」が4、「その他」が1。結果の公告が3月14日、ホームページが3月14日です。添付は、3～6ページが周知の公告、5・6・7がパブコメ用の計画の抜粋です。8ページが周知のホームページ、9ページが周知の市政だより。結果公告が10ページです。内容については、添付書類が高齢者計画と同じような書きぶりで11・12ページ。13がホームページです。以上です。

14ページは審議会等手続です。やはり、親会と障害者部会とに分かれて実施しており、ご覧の通りの計画を経ています。3月6日、同じ日に答申です。審議に関する特記事項は同様です。結果公告についても同じく3月14日、ホームページも3月14日、添付書類も同様です。

20ページがアンケート調査です。アンケートは、5月12日に開始しました。周知は、対象者への調査票の配布を持って周知に代えました。実施が5月12日から6月13日まで、対象者等は記載のとおりです。意見の取扱いは、報告書を作成し、保健福祉審議会障害者部会への提示、計画内への掲載、ホームページでの公表です。



以上です。

委員長

それでは、この点についてはいかがでしょうか。

牧野委員

これも先程のものと同様でよろしいと思います。

委員長

同様ですね。では、先ほどと同様、のコメントを添えて適正であるとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

それでは次をお願いします。

室長

資料8、こどもルーム条例の一部改正です。

これは、総括表の下、意見提出手続と審議会等手続を実施しています。

個別の票です。2ページ、意見提出手続。1月17日に公告、ホームページ同日です。実施は1月17日から2月16日までの31日間。意見提出は、なしです。その旨の公告を2月27日に、ホームページも2月27日に実施しました。添付書類は、3・4が周知の公告、次が条例案骨子、6・7がホームページでの周知、8が実施結果公告、9・10がそのホームページ記事です。

11ページが審議会等手続です。保健福祉審議会に諮りました。意見を求めたのは3月6日、議事として附議しました。意見提出としては、同日に議事が承認されています。特記事項に関しては特にありません。意見がなかったという事で、その旨の公告を3月28日に行い、同日ホームページでも公表しています。添付書類は、実施結果の公告が12ページ、その資料として別紙1と2が13ページ、14ページがホームページでの公表です。以上です。

委員長

それでは、資料8番、四街道市こどもルーム条例の一部改正について質疑を受けます。

草野委員

内容から見て、規定に沿ってパブリックコメントからやらなくてはいけないようなものなのですか。私は、至極当然なことなので、簡単にできるような手続にしておかなければならないと、なんとなく、かけずとも良い時間をかけてしまっていると思います。

この場合は、審議会にかければ終わりという感じで良いのではないかと思います。中味から判断すれば、なんとなく違和感を感じます。

委員長

実は、5ページを見ていただきたいのですが、変更前の第1号に「著しく心身に障害がある児童」と入っていますね。変更後は、それを抜いています。この趣旨を確認するという意味で行ったのではないかと思うのです。

草野委員

それを削除するのは、内容からして至極当然だと思うのです。一般的に考えるとそんな感じを受けたので、この場合もやらなければならないのかと少々感じているのです。

室長

変更前の条例が、著しく心身に障害がある児童はこどもルームの入所許可を制限することができるとしていました。実際の運用にあたっては、そのような事はせずに、指導員を複数名配して障害ある児童に対してもこどもルームにおいて保育をしているという実態があったわけです。当事者や関連支援者等も含めて、実態がそうであるにもかかわらず条文がこのように規定されているのはいかかなものかというご指摘があって、変えたわけです。

これは、重要な部分であるので、適正な市民参加手続を経なければならないというのが現行の条例になっているわけです。

草野委員

至極当然という感じがするのですね。それと、結果論で言うと、パブリックコメントは参加者がゼロなのです。だから、こういうのは、行政が考えて「審議会だけで行きましょう」という判断があってもいいのでは、手続きとちょっと違う感じを持っているのです。中味から見てね。

重要な事はわかるのですが、これは、この人たちにとってはいいことなのです。改悪ではないのですよ。という感想です。

委員長

はい、わかりました。確かに、当然の事を変えるという手続について、現行条例は、市民の権利義務に関する条例の変更というものに該当してしまうのですよね。しょうがないから手続を経なければいけない、という事なのだろうと思います。

手続的にはよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

委員長

はい、では、適正であるという事にしておきます。

次、9番、お願いします。

室長

はい、資料No.9、霊園条例施行規則の一部改正です。

総括表の名称が書かれている2つ下の段、市民参加手続の対象とする根拠ですが、第1項第6

号、行政手続条例に規定する審査基準等の制定改廃に該当いたします。この第1項第6号に該当する場合は、意見提出手続のみの実施することで条例上クリアされますので、この案件に関しては、意見提出手続しか実施していません。

当然の如く、一番下の欄も空欄となっています。

それでは2ページ、意見提出手続です。周知公告日が5月19日、同日ホームページ公表、実施期間は5月20日から6月20日まで32日間、提出者ゼロです。結果公告が6月24日、ホームページも同日です。添付書類は、周知公告が3ページ、4ページは改正案骨子抜粋、5ページは周知のホームページ、6ページは実施結果公告、以降ホームページです。以上です。

委員長

はい。No.9ですね。霊園条例施行規則の一部改正です。これについて、質疑を受けたいと思います。

田汲委員

異議なし。

委員長

よろしいですか。では、適正であるという事でコメント致します。

では10番お願いします。

室長

資料No.10、建築指導要綱の一部改正です。これも、対象根拠が6条第1号第6号、先程と同じで、意見提出手続のみの実施です。

2ページが意見提出手続、5月17日に公告し、ホームページが5月18日、実施が5月18日から6月17日の31日間、意見無く、結果報告が6月24日、ホームページも6月24日です。添付書類として、3ページから周知公告、改正概要、周知のホームページ、結果公告とホームページ記事です。以上、よろしくお願いします。

委員長

はい、No.10、建築指導要綱の一部改正です。これについて質疑を受けたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「なし。」という声あり。)

委員長

では、適正であると致します。

では、11番お願いします。

室長

11番、四街道市教育振興基本計画の策定です。総括表下半分に、意見提出手続を審議会等手

続とその他の方法の手続が予定されておりますが、計画策定が24年度末です。なので、意見提出手続は未着手、審議会等手続は実施中で、その他のアンケート調査のみ昨年度終了し公表されていますので、その他の方法のみ審議をお願いします。

2ページがその他の方法の実施シートです。アンケート調査です。実施期間は5月11日から31日まで、児童生徒、保護者、教職員向けです。市民向けは6月10日かまで実施されました。対象者ごとの回答は記載のとおりです。アンケートの結果取扱いは、成果報告書を作成のうえ、第1回四街道市教育振興計画策定委員会に示し、計画策定のための資料とした。同時に市政だよりで11月1日に公表、ホームページでは8月31日に公表しています。なお、この市政だよりでの公表が遅れているのは、ホームページ公表がリアルタイムであるのに対し、市政だよりは記事投稿とのタイムラグがあるためです。

添付書類、3ページがホームページで結果公表した記事、4ページが市政だより、公表された報告書抜粋が5・6ページです。以上です。

委員長

はい、資料No.11、教育振興基本計画の策定ですが、23年度はアンケートを実施し、それ以外については24年度までの事業になっています。

いかがですか。

草野委員

一つわからないのですが、アンケートを取る場合は、骨子を予め審議会等で審議し、ではアンケートをとりましょうという事になるのですか。

アンケートが、例えば担当者の判断で行うという事なのでしょうか。その手順がわからないのですが。

室長

アンケートは、教育振興基本計画策定のための調査です。当然のことながら計画に盛り込むべき項目に対して、いろいろな方々が感じている意見などを統計的にまとめるためにアンケートを行うという意識付けがある筈です。

草野委員

基礎調査のようなものですか。

室長

そうです。諸計画を策定するうえで、動向や市民意向を統計的に把握しておきたいので、市民一定数を無作為抽出した調査や、或いは福祉計画のように特定対象者の総じた意見を聴取するために取るアンケートもあります。

草野委員

私は、これ自体を良く解っていないのですが、25年から29年度までの計画策定で、その前に、現にこの計画があつてそれを踏まえながら今後の計画づくりのための調査という事が前段と

してあるのならば、この教育振興基本計画策定委員会で揉んで、「ではこのようにアンケートを取りましょう」ということになったのでしょうか、という事を聞きたかったのです。

金子委員

私は委員ですので、私が代わって答えましょう。仰るとおり、四街道市教育委員会としても、教育振興基本計画を策定したいということで、初めて計画したものです。

アンケートは、教育委員会事務局の中に策定本部があり、そこで、この教育基本計画に必要であろうという項目を全部挙げて、相当多方面にわたってのアンケートとなっています。

そのアンケート結果を私たちが8月30日に第1回会議の時に見て、それからどうしようかと議論しています。

草野委員

では、基本計画策定委員会にアンケートの中味は諮っているのですね。

金子委員

いいえ、結果は諮っていますが。結果に基づきながら、では計画づくりをどのようにするかという議論を行っています。

委員長

基礎調査として行っているという事ですね。

金子委員

そのとおりです。

委員長

ですから、委員会で揉んでいく中で、この点はどうだろうということになれば、改めてアンケートを取るとか、誰誰から意見を聴くとか、そういう事になる訳ですね。

金子委員

今、相当揉んでいます。

委員長

はい、では、これに関してはよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

では、よろしいという事で。終わるまでにご意見があれば伺います。

では、12番お願いします。

室長

はい。12番、栗山小学校改築工事基本設計の策定です。

内容については、栗山小の改築に伴う基本設計で、建築延べ面積が約4800平米、解体を含めた工事費が概ね10億円程度の見込みです。

市民参加対象根拠が、第6条第1項第4号で、大規模な市の施設の設置計画の策定に該当します。概ね5億円以上と規則で定めている額以上という規定に該当します。

総括表の下半分に記載のとおり、意見提出手続、市民会議手続、その他の方法としてアンケート調査を行いました。

個別の説明を行います。

意見提出手続、2ページです。周知公告が2月20日、市政だより3月1日号、ホームページ2月20日です。意見提出の期間は2月20日から3月21日までの31日間です。

なお、ここで、市政だよりが3月1日号での掲載という事で、意見提出が始まってからの告知となっていますが、公告日とホームページでの公表が2月20日であり、2つの手段が採られていますので、条例の規定はクリアされます。3月1日になりましたが、遅ればせながら市政だよりでもお知らせしたという事です。

意見提出者は1人4件。その結果取扱いは、実施設計の際に検討するとしたものが2件、すでに計画案に反映されているものが2件です。その旨の公告が3月30日、ホームページも同日です。添付書類は、3ページからが周知公告、6ページからが計画案抜粋です。後で説明しますが、当計画案はワークショップでの意見をパブコメ資料として反映したものです。9・10は市政だよりとホームページ記事です。11ページ以降が結果公表公告と意見概要及び市の考え方、ホームページ記事です。

続いて、16ページが市民会議手続です。市民会議手続は、構成員が11名でした。募集期間は10月1日から10月31日までの間、募集方法は、10月1日号市政だよりとホームページで10月1日に行っています。市民会議に求める成果物は、教室配置等をワークショップ形式で検討し、基本計画案をまとめるというものです。ワークショップの実施は3日間で、11月26日、1月14日、2月4日に9名ずつの参加で行われました。市民会議への市職員或いは有識者等の関与については、基本計画受託事業者がファシリテーター役と助言役を担い、市教育委員会の担当課職員が必要に応じ設計条件等の周知に関与しました。市民会議から市へ意見提出された日が、市民会議最終日の2月4日です。結果意見の取扱いは、意見総数が132件、意見を基本計画に採択したもの、趣旨採択を含むものが84件、意見を実施計画時に検討するとしたものが37件、意見を反映しなかったものが11件、その公告を2月20日に行い、同日にホームページでも公表しました。添付書類は、17・18ページが市政だよりに検討会議を公募した記事、19がホームページ、20ページが市民会議検討結果の公告文、その関連資料として各ワークショップの内容をすべて網羅して掲載していますが、ここに資料として付したものは抜粋です。25ページ以降33ページまでがワークショップから出された意見とそれに対する市の考え方と基本設計への取り組みで、実はこれも全部内容を読まないとの分類に該当するのかわからないという、先程の例と同じです。34ページがその結果のホームページへの公表です。

35ページがアンケート調査です。資料上の方、方法の概要で児童・保護者・教職員は学校を通じての調査票配布回収、地域住民には自治会を通じ配布回収しました。実施期間は9月26日から10月26日まで、対象者と回答数は記載のとおりで、その結果については第1回市民会議

に示され、基本設計策定のための資料として活用されました。同時に、ホームページで12月7日に公表されました。添付書類は、教育委員会ホームページで公表された内容の抜粋が37ページです。以上よろしくお願ひします。

委員長

はい、No.12、栗山小学校改築工事基本設計の策定です。質疑はありますか。

三木委員

感想ですが、ワークショップは18歳以上となっているので、子ども参加は無かったということで、ちょっと残念です。

金子委員

私も栗山小学区に住んでいますので、応募してワークショップに行ったのですが、仰るとおり、ワークショップには子どもは入らなかったのですが、アンケートの段階で子どもの意見は十分に反映しており、それと、学校側が当然子どもの意見を聴いておりますから、その両方の意見を入れた形で概略の基本案ができてきました。さらにワークショップの中で、学校が児童の意見を代弁するということでしたので、大体は入っていると思います。

三木委員

入っていないと申し上げているのではなくて、ワークショップにおいてみんなで作るというのは、学校に対する愛着をみんなで持つなどの意味でとてもいい機会なので残念と感じます。

委員長

そういう意味合いですよ。

はい、それでは、手続的にはよろしいということによろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

はい。では適正であるということに致します。

所定の目安としている時間が少し過ぎておりますが、頑張って参りたいと思います。

13番お願ひします。

室長

はい。第二次子ども読書活動推進計画の策定です。市民参加手続の対象とする根拠は、第6条第4項の任意手続として実施しました。

行った市民参加手続は、下半分に記載のとおり意見提出手続、審議会等手続、その他の方法でアンケート調査です。

2ページ、意見提出手続です。周知が12月1日、市政だよりとホームページを並行して行っています。実施は12月1日から1月5日までの36日間、意見提出は2人4件、意見を反映し

た1件、意見を反映しなかった2件、既に計画案に反映されているが1件、その結果公告が2月27日、同日ホームページでの公表です。添付は、周知公告3・4ページ、計画案が5ページ、表紙と目次のみの抜粋です。以降、市政だよりとホームページです。結果公告は9ページ、意見概要と市の考え方が10・11・12ページです。ホームページでの結果公表が13・14ページです。

15ページが審議会等手続です。審議会名が子ども読書活動推進計画策定委員会、13人のうち公募委員が3人です。意見を求めた日が2月29日、議事への附議という形で意見を求めています。開催期日は、ご覧のとおり5日間、意見提出日は最終日の2月29日、議事における意見の審議の過程ですが、審議会の都度教育委員会が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見が2月29日の最終計画案に反映され、更に意見が出された。ということで、更に意見が出された4件、この意見をそのまま反映しています。その結果公告が3月30日、ホームページも同時に行いました。16ページ以降は公告文、意見と考え方、ホームページです。

20ページがアンケート調査です。アンケート調査は、23年度2月1日から2月28日まで行いました。対象者と数量、その結果は記載のとおりです。結果として意見の取扱いは、策定委員会5月24日に示し、計画策定のための資料とし及び当該計画巻末に掲載した、その他、12月1日の意見提出時に計画案の巻末資料として掲載しました。その内容は21ページに抜粋を添付しています。以上、よろしくお願いします。

#### 委員長

はい。No.13子ども読書活動推進計画の策定です。それでは質疑をお願いします。

#### 中畠委員

判然としないのですが、大方の場合、意見提出手続は概ね最終案をかけるというのが通常だと思いますが、この場合は、イレギュラーでしょうか。

#### 室長

そのとおりです。

というのも、意見提出手続を行った後に審議会にかけています。意見提出手続でもいろいろな意見を反映した部分もあります。その後、審議会になお且つ意見を附して、ここの審議会でも更に意見が出ていまして、それも反映しています。然るに、考えてみると、審議会の委員さんにとってみれば我々の意見が最終だと仰る向きもあります。また、パブリックコメントで意見が出され修正した部分は、審議会では触れていません。という事ですので、市民参加条例担当者としては、いたしかたないものと捉えています。

#### 中畠委員

多くの方の意見が出されて、より良いものになって行く事は良いことです。原則では意見提出手続が後になるべきです。

#### 金子委員

私は実はこの委員も担っているのですが、パブコメが出た後は尊重すべきと申し上げたわけで



すが、皆さん熱心で、より良いものを作りたいと。パブコメが出た後も、文言を少し変えていこうではないかということで、手続的には、私も内心忸怩たるものがあります。手続としてはパブコメの方が後だと思いますけど。

中寫委員

条例が順番を決めていることはないのですが、少なくともこのような経緯でこのような形になりましたという説明をしていただけたらよいのではないかと思います。

委員長

そうですね。条例上、順番が定められていれば、当然そのとおり実施する訳ですが、実はあり得る話ですね。例えば、申し上げなかったのですが、資料8も前回の委員会で意見提出手続の実施時期が原則としては順番が違うのではないかと指摘をしています。ただ、それぞれ事情があって、パブリックコメントにかかわるものを全部無視したなどとなると別問題になります。お互いに尊重しながら、最後は策定委員会がまとめるという形がないわけではないですね。ただ、原則としては、かくあるべきということは確認しておく必要があります。

前は、実施予定の日がファジーだったので指摘はしていないのです。両方とも期限内に入っているのですからおかしくはないのです。ただ、結果としてこうなったという事です。

ということなので、いずれにしても条例上の手続は踏んでいます。策定委員会のスタイルというのもあると思うので、それは、このような考えだからこのようにしたと明確であればいいと思います。何が何でも最後にパブコメという事ではない。

草野委員

手続上の話とは直接関係ないのですが、資料3で、情報化計画の時には審議会をつくらなかったのですよね。この読書計画は審議会に類するものをつくっていますよね。この、審議会をつくるかつからないかというのは、どのような基準ですか。

情報化計画のようなものはつくらなくても良いという事になると、このようなものだったら作るという差がどうにもわからない。だから先程もこだわって話をしたのです。

審議会を作るかつからないかはだれの判断ですか。

室長

それぞれの業務担当部署のラインで決定します。計画策定を予定する際、市民会議相当か、条例設置審議会相当か、私的諮問機関でいいものか、これに関しては当該事務担当のラインで決定されるのが現状です。

草野委員

審議会は法律的に決まっているのはあるのですか。

室長

保健福祉審議会は、国の機関では法定設置ですが、市町村においては任意です。四街道市でも国に準じて設けたという経緯はあります。

#### 草野委員

少々、何となく違和感があります。

子ども図書問題も重要ですが、情報化も重要ではなかったのかと思っているのです。だから、専門家の意見がどの程度入っているのかを知りたかったのです。

#### 委員長

それは、全体に共通することなので、この件については一定の基準を示したほうが良いという意見を出したいと思います。よろしいですか。

#### 中罵委員

難しい事と思うのですが、実施予定の事業が出てきた時に、これは市民会議ではなく審議会の方がよいのではないかという意見を付すことは、この委員会のできるのでしょうか。

大方の場合、審議の際には実施に向けた検討がかなり進んでいたり、日程が経過していたりするので、難しいとは思いますが。

#### 委員長

審議会をつくらなければならないというのは、法令上決まっている話なので、これこれを行うときは審議会をつくりなさいと決まっているので、それは問題ないと思います。

ただ、それに代わって市民会議を作りますという時に、それは審議会でやることではないから市民会議だというのははっきりしているのですよ。しかし、実質としてあまり変わらない場合にどちらにするかというのは、はっきりと見えないところがありますね。

#### 三木委員

審議会と市民会議手続とは基本的に全く別の手続ですよ。市民会議は、要は来たい人どうぞという手挙げ方式で、審議会は、設置については人選も皆さんどうぞという訳ではなく、専門家と市民公募と混ざっています。基本的に機能が違うと思います。

先程、中罵委員が仰ったのは、手続きとして実施方法が適正かという事前評価はできるので、その時に、これは審議会を設けたほうがよいのではないかというような意見も言えなくはないという意味だと思います。当委員会が意見を言ったから審議会を作るというものでもないでしょうけど。

#### 草野委員

手続上の話と私の意見は少し違います。中味によって、例えば、事務局の説明によると、言葉は悪いですが、部長によって変わるようでは問題だと思うのです。

#### 三木委員

草野委員が仰った専門家の意見ということになると、要は専門家だけの委員会だと市民参加手続にはならないから…

草野委員

私は、審議会を作って、その中には当然公募委員も入ります。その審議会で専門家の意見も入れたら如何ですか、という事を言っているのです。審議会に市民が入らないとは思っていませんから。当然公募市民も委員に入ると思っています。

三木委員

要するに、何は審議会をつくるけど、何は審議会をつくらないのかという線引きをしてくださいということが、行政的に可能なのかという事が見えないのです。つまり、全ての行政活動を網羅的に分類してやることまで要求するのかという話だと思うのです。

草野委員

市民参加手続とは少々異なるけれど、ということを行っている訳ですか。

三木委員

ええそうです。

この委員会の意見として出すかどうかということまで…

草野委員

私は、経営企画部として考えて欲しいのです。

課長

その件は、私ども真摯に受け止めたいと思いますが、経営企画部として考えるのは非常に難しいです。個々の事業一つとってみても、それぞれ質も内容も全く違いますから、その担当になって初めて専門的な知見の必要性を判断しているということです。一概に線引きというのは難しいです。ただ、草野委員の言われるように、本来、専門家を入れて検討すべきものについてやらなかったというものについては相応の理由が必要だと当部としても考えます。

草野委員

本来だったらどうか、という事については、意見の分かれるところかもしれないです。私は、情報化というのは重要ではないかと思っているだけです。この子ども図書の事例も重要ですけど、同様以上に重要だと思っているのです。だから、専門家も入り、勿論市民も入った審議会の必要性を申し上げているのです。こだわっているのは、重要度が違うのではないかという事から申し上げているのです。

委員長

わかりました。当委員会の意見としては、今回は提出しないという事で、ただ、今の話を議事録に残して、課長からも答弁があったという事だけは、議事録に残しておくということでご了解いただきたいと思います。

以上で、23年度の実施状況についての審議は終わりました。

それでは、大きな2番目については、申し訳ないのですが、私の方で進めさせていただきます。

税条例関係がほとんどで、18番だけが廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、この中味については見ていただきたいのですが、18番で、詳しい理由として「一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用の改正を行うものであり、金銭の徴収に関するものである」ということです。従いまして、本案件含め全部が市民の負担に直接かかわるものという事になっており、実施しない根拠を最初から確認していきます。

14番、緊急で、法令による基準があり、市税の賦課徴収というものです。

15番を見てください。国民健康保険税条例の一部改正ですが、これは市民参加手続の対象とする根拠で、市民等の権利義務に関する条例の制定改廃、実施しない根拠は、法令の規定により実施の基準が決められている、市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するものです。

16番もほぼ同様で、市民等の権利義務に関する条例の制定改廃、実施しない根拠は、軽易なものであって、法令の規定により基準が定められているもので、市税の賦課徴収その他金銭賦課徴収に関するものとなっています。

17番は、市民等の権利義務に関する条例の制定改廃で、なおかつ軽易なものとなっています。

18番は、市民参加手続の対象根拠は1項3号の市民等の権利義務に関する条例の制定改廃で、実施しない根拠は、市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するものとなっています。

19番もほぼ同様です。市民の権利義務に関する条例の制定改廃で、実施しない根拠は、軽易であって、緊急であって、法令の規定により実施の基準が決められている、市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するものとなっています。

20番も同様に、手続き根拠は1項3号で市民の権利義務に関する条例の制定改廃。実施しない根拠として緊急に行わなければならない、かつ、市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するものとなっています。

21番、手続き根拠は1項3号で市民の権利義務に関する条例の制定改廃。実施しない根拠は、軽易であって、緊急であって、法令で基準が定められていて、市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するもの。

22番、国民健康保険税条例ですが、手続き根拠は1項3号で市民の権利義務に関する条例の制定改廃。実施しない根拠は、緊急であって、法令で基準が定められていて、市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するものとなっています。

以上、市民からの賦課徴収等に関わる理由で市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続ですが、これについては、適正であるということによろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

はい、ありがとうございます。

では、そのようにいたします。

それでは議事の3. お願いします。

室長

23番です。仮称四街道市基本構想条例の制定についてです。概要は、市政の長期ビジョンを示すと共に市政の各政策分野に渡る諸計画の最上位の方針となる基本構想の制定と位置付けを規

定する条例を新たに制定するものです。

今まで地方自治法で市町村が基本構想を策定するという規定が明記されていましたが、法規定がなくなったため、条例で制定しようという内容です。

手続としては、意見提出手続と審議会等手続、総合計画審議会に諮ります。

次、24番です。

新たな四街道市男女共同参画推進計画の策定で、26年度からです。現行計画は、平成21年度から平成25年度までのものですので、26年度からのものを今年度と来年度にかけて策定します。

行う手続は、1号の意見提出手続と審議会等手続で、仮称男女共同参画審議会を今後創設する予定です。その他の方法として市民意識調査を行います。

続いて25番。

四街道市火災予防条例の一部改正です。これは市民参加手続を実施しないものです。実施する根拠は、市民等の権利義務に関する条例の改正にあたります。実施しない根拠は、第3号の法令の規定により実施の基準が定められているものです。その下に詳しい理由を記載しており、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が制定されました。これに伴い、対象火気設備等の種類に「急速充電設備」これは自動車等の電気の充電設備でございますが、これを追加し、というような内容になっています。これに関しては、省令に定めがありそれに基づき改正するため、第3号に該当するものです。

以上3点です。

委員長

はい。それでは23番、基本構想条例の制定について、質疑を受けたいと思います。

中畠委員

これは、以前も伺ったかと思いますが、既に内部的に作られているのでしょうか。5月には総合計画審議会に諮るようですが。

委員長

現状をお話しいただけますか。

課長

お詫び申し上げなければいけないのですが、本来ならば、予定シートを昨年度の段階で委員会にお諮りしなければならなりませんでしたが。条例を制定するという方向性が急ぎよ決まり、先週審議会に諮らせていただきました。市としての条例素案については現在作成中です。先週審議会に諮り、意見をもとに今後骨子としてまとめたうえで、パブリックコメントに付すというのが現状です。

委員長

はい、現状の報告がありました。

中畷委員

イメージがあまり湧いていないのですが、基本構想条例なので、抽象度が高いので市民が参加するとか意見を言うなどはあまりないとは思いますが。基本構想や基本計画策定では厚く市民参加をするのが普通になります。なので、これで十分との思いはあります。一方で、抽象的なのであまり参加はないのかなとも思います。感想ですが。

委員長

実際の参加に関しては、いろいろとあるとは思いますが。  
自治法に根拠がないわけですから、条例がないといけませんよね。

三木委員

基本構想条例のモデルになるような、各自治体共通のものができる状況にあるのですか。

課長

いいえ、準則はございません。基本構想、総合計画を作るということ自体が自治体の判断に委ねられ、国も準則は作りません。ただ、全国各地で基本構想に関する条例を制定している自治体が結構あります。本市の素案もそういった事例を比較検討しながら作り出した経緯があります。

中畷委員

議決事件から外れたので、自治体が議会で審議するために作っている例が多いですね。どこまでを条例に位置づけるかによって、審議の関心も違うようです。

課長

基本計画についても、条例で定められています。基本構想条例は別に従前からの条例があり、基本計画についても議会の議決を経るという形になっていますので、逆に言うと、基本構想をかける根拠は全くなってしまっています。それで、基本構想に係る条例という事で今回整備したいというものです。

委員長

中味とか計画そのものになると、恐らく市民参加を重点的に実施する事になるでしょうけど、それを作するための条例の制定という事になれば、予定された手続でいいということでしょうね。  
はい、では、手続きについては適正であるという事にさせていただきます。

三木委員

1点だけ確認させて下さい。資料25は、行政活動実施予定時期が施行時期になっていて、それ以外は特に書いてないのですが、条例の場合は、何が基準になっているのですか。

室長

行政活動実施予定時期の「平成24年9月」ということですか。

三木委員

そうです。

資料25だと「施行」となっていますよね。

室長

施行です。ただし、厳密に言うと、条例の場合は交付と施行が分かれているならば、分けて書くよう心がけています。この場合、施行と本来書くべきであったと思います。

三木委員

はい。

委員長

実施予定時期なので、施行と入れない方がいいのではないのでしょうか。施行と入れるとバランスが悪いですよね。

これは統一してください。

23はよろしいですね。

では、24について、男女共同参画計画について質疑をお願いします。

順番も間違えていないようですし、よろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

はい。では、適正であるという事に致します。

最後です。火災予防条例ですが、法令で基準が決められていて、一つ追加するという事です。よろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

委員長

はい。では、適正であると致します。

本日予定されていた事項は終わりました。

では、審議はこれで終わりにします。

その他、何かありますか。

三木委員

先程、実施状況シートの審議をした時に、資料No.6と7、高齢者保健福祉計画とか障害者基本計画とか、これらのパブリックコメントのまとめ方については、議論になっていましたが、他にも、実施シートでは分類をしているけれども、意見をまとめたものには分類がないものもあるので、実施状況シートと意見のまとめの方が合致するように、該当する案件には意見として加えて

いただきたいと思います。

委員長

それでは、ただ今指摘があった事項については、齟齬の無いように合わせた形で対応するよう  
にいたします。

他にはありますか。よろしいですか。

それでは、審議はこれで終了し事務局へお返しします。

室長

ありがとうございました。

次回の予定ですが、10月をめどに考えたいと思います。それまでに終わった手続があれば、  
その審査をお願いすると共に、新たな予定が発生した場合の審査、あと、条例の改正に向けて、  
検討を始めます。

市民参加条例に関しては、前回の改正が平成22年の9月でした。その後、3年間を経ない間  
に改正をすると附則に規定しています。そうすると、25年9月が概ねの目途になりますが、前  
回の改正の時もそうだったように、改正期限の頃合いまでは、改正骨子が見えている段階でよ  
しとするという運用でした。今回もそのように捉え、今年9月以降から改正を検討し始め、来年  
度内に改正骨子をまとめるという計画で進みます。

先程、草野委員さんからご意見ご指摘あったものも含め、今までの委員会の議論の中で、ど  
のようなご発言があったのか、これらを含めて事務局で条例改正すべき点をピックアップします。  
それを委員さんへ話題として差し上げ、ご検討いただきながら新たな改正へ向けての議論の出  
発にしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長

よろしいですか。

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。